町営住宅について

国の制度に基づいて町が建設した住宅であり、低額所得者向けの「苫前町営住宅」と、中堅所得 者向けの「苫前町特定公共賃貸住宅」それぞれに入居基準があります。

入居資格

- ・現に住宅に困窮していることが明らかであること。 (特定公共賃貸住宅については、自ら居住するため住宅を必要としていること。)
- ・入居収入基準を満たしていること。
- ・入居する全員が暴力団員でないこと。

各住宅の収入基準

入居者全員の所得から下記の各種控除を除いた月額により制限されます。

《苫前町営住宅》

・月額15万8千円以下の方。

(なお、障害者・高齢者・小学校就学前の児童がいる世帯等は、「裁量階層」として上記限度額が 21万4千円となることがあります。)

《苫前町特定公共賃貸住宅》

・月額が15万8千円を超え48万7千円以下の方。

(**単身勤労者向住宅**については、所得が基準以下であっても所得の上昇が見込まれる方の場合、 入居資格を有することが出来ます。)

控除対象者 • 控除額

ひとり親	所得税法上のひとり親	3 5 万円まで
寡婦	所得税法上の寡婦	2 7 万円まで
障害者	所得税法上の障害者 特別障害者以外の同手帳の交付を受けている	2 7 万円
特別障害者	所得税法上認定された特別障害者 ・身体障害者手帳の1級、2級 ・精神障害者保健福祉手帳の1級 ・療育手帳のA判定 ・戦傷病者手帳の特別項症から第3項症まで ・原子爆弾による被爆者(厚生労働大臣の認定)等	4 0 万円
16歳以上23歳 未満扶養親族	1 6歳以上23歳未満の所得税法上の扶養親族 (ただし配偶者は除く)	2 5 万円
老人扶養親族	7 O歳以上の扶養親族 7 O歳以上の控除対象配偶者	10万円
親族	同居しようとする親族 同居はしないが所得税法上の扶養親族	3 8 万円
基礎控除振替	本人又は同居者で、給与所得又は年金所得を有する方 双方の所得がある方は、その合計金額から10万円 (合計金額が10万円未満の場合はその額)の控除	10万円まで